

## 簡易ガス供給約款変更届出のお知らせ

平成26年3月20日  
大分瓦斯株式会社

このたび弊社は消費税及び石油石炭税の増税に伴い、簡易ガス料金の改定を内容とする「供給約款変更届出書」を九州経済産業局長に届出しました。

### <供給約款変更の理由>

平成26年4月1日より、消費税率が現行「5%」から「8%」に改定されることとなったことに伴い、税率引き上げに伴う経過措置が終了する平成26年5月検針分より消費税率「8%」が適用されます。

また平成24年度の租税特別措置法の改正におきまして、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」が設けられ、これにより、平成26年4月に弊社の簡易ガスの原料であるプロパンガスが1トンあたり、260円増税されることとなり、ガス料金を改定させていただくこととなりました。

簡易ガスをお使いのお客さまの改定料金および適用時期等につきましては、供給約款適用日前の検針時に「消費税・石油石炭税の増税に伴うガス料金価格改定のお知らせ」によってお知らせいたします。

弊社といたしましては、今後とも簡易ガスの安定供給及び保安の確保並びにお客さまサービスの向上に努めるとともに、業務全般にわたり効率化を進め、公共事業としての使命遂行に全力を傾注してまいり所存でございますので、何卒ご理解を賜り、今後とも変わらぬご愛顧をいただきますようお願い申し上げます。